

中部運輸局

平成30年4月23日 14時00分発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 岡田、大石、伊藤
TEL 052-952-8038
中部運輸局 岐阜運輸支局
輸送・監査担当 河合、細川
TEL 058-279-3714

同時発表：岐阜県政記者クラブ

乗合バス事業者に車両停止処分

平成29年12月5日に岐阜運輸支局が岐阜乗合自動車株式会社の各務原営業所に立入り監査を実施した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり事業用自動車の使用停止処分等を行いましたので、お知らせします。

記

- 1 行政処分事業者及び営業所
事業者名：岐阜乗合自動車株式会社（代表取締役 岸野 吉晃）
住 所：岐阜県岐阜市九重町4丁目20
営 業 所：各務原営業所（岐阜県各務原市各務西町3丁目2-1）
- 2 行政処分書の交付日時及び交付場所
交 付 日 時：平成30年4月23日（月）午前10時30分
交 付 場 所：中部運輸局 岐阜運輸支局（支局長：古屋 勝治）
岐阜県岐阜市日置江2648-1
- 3 行政処分の内容
事業用自動車の使用停止40日車（2両×20日間）
- 4 監査実施の端緒
平成29年10月25～26日、各務原市ふれあいバス「川島線」において、終点（新那加駅北口）の1つ手前のバス停（新那加駅）で運行を中断していたとの自主申告が岐阜運輸支局にあったことから、立入り監査を実施した。
- 5 違反内容及び違反条項
①事業計画及び運行計画に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。
（道路運送法第16条第1項）

②運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)

③主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

6 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 4点

当該事業者が付された累積違反点数 5点